

## 今月のトピックス

### 動き出した食物アレルギー対応と学校の危機管理

2012年12月に東京都調布市で起きた学校給食を原因とする食物アレルギー児童のアナフィラキシーショック死亡事故が起きました。

調布市では、まず死亡事故の検証を行い、再発防止に向けた検討を行った上で、市としての再発防止策をまとめています。

文部科学省では、2013年3月22日に事務連絡「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」(資料として後半に添付)を出し、2013年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置、2014年3月までに8回の会議を開くとともに、食物アレルギーに関する調査を実施し、報告書をまとめました。

この報告を受けて、2014年3月26日には、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」を発出し、都道府県・市町村教育委員会、各学校に対しての対応等を求めています。

学校給食ニュースでは、2013年3月号、4月号、5月号、9月号、11月号、2014年1月号、3月号と、それぞれの経緯や時事、関連情報をまとめてお伝えしました。

少し遅くなりましたが、今号では、文部科学省の報告書、通知のポイントをまとめるとともに、残された課題や、関連する情報を整理します。

#### 【「報告書」を読む】

学校給食における食物アレルギー対応に関する調査

研究協力者会議がまとめた「今後の学校給食における食物アレルギー対応について 最終報告」は、2014年3月26日に通知として全国の都道府県知事、都道府県および政令指定都市教育委員会委員長などに対し、文部科学省スポーツ・青少年局長名で発出した同名の通知の別添として添えられており、「文部科学省としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組む」としています。そこで、この報告書には、今後の学校給食におけるアレルギー対応について文部科学省や都道府県・市町村の方向性があると考えられます。その視点から「報告書」を読んでみました。

#### ■報告書の構成

この報告書では、文部科学省、都道府県・市町村教育委員会、学校及び調理場、関係機関の4つの主体に向けて、現状と課題を整理し、今後取り組むことを指摘する構成となっています。

課題整理と取り組みの方針については5つの視点を出しています。

- ・「ガイドライン」の徹底
- ・研修の充実
- ・給食提供
- ・緊急時対応
- ・環境整備

これらの視点から、各主体について問いかけています。

「ガイドライン」とは、2008年(平成20年)の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(公益財団法人日本学校保健会作成)のことです。「学校生活管理指導表」も、このガイドラインに掲載されています。

#### ■文部科学省

文部科学省に対しては、「ガイドライン」等が各現場で十分に組み込まれておらず、文部科学省も明確な指示をしていないとして、具体的な取り組み、積極的な対策が必要としています。具体的には、「学校生活管理指導表の提出を必須とする」といったこれまでより踏み込んでおり、今後のアレルギー対応のあり方が変わる可能性があります。

また、「給食管理の在り方や、調理場の整備(施設整備や人員等)、栄養教諭の配置拡大」についても検討すべきとしており、アレルギー対応視点からの施設、設備、人員体制や献立、給食管理などに重点が置かれる可能性もあります。もちろん、アレルギー対応において全国的に不足しているのは、栄養教職員の配置、調理員の充実、衛生管理や調理環境も含めた調理場の施設設備の充実、献立として使える食材等の負担に対する支援などです。しかし、これらはアレルギー対応のみでなく、長年に渡って学校給食の持つ課題であり、足りていない部分です。

「報告書」では、「学校給食」を対象としているため、学校給食の運営およびアレルギー対策の教職員等関係者への研修と緊急対応に焦点が当てられていますが、「報告書」でも一部触れられているとおり、食物アレルギーは、学校給食だけでなく、持参した弁当、調理実習や校外での食事など学校活動の様々なところで対応する必要があります。また、命に関わるアナフィラキシーショックへの対応は、食物アレルギー以外にも起きる可能性があり、学校の安全管理・危機管理や危機対応と密接に関わるものです。これらへの視点が少ないことは積み残された部分です。

(「報告書」文部科学省において今後取り組むべきこと)

a) 「ガイドライン」や学校生活管理指導表の活用促進、「エピペン」注射について、より積極的な取組が必要である。学校での管理を要する食物アレルギーの児童生徒については、学校生活管理指導表の提出を必須とするな

ど、より強力な推進を求める。特に、管理職の理解が求められる。

b) 学校や調理場において食物アレルギー対応を行うに当たっての基本的な考え方や、留意すべき事項等について、具体的に示した指針を作成すべきである。

c) 「ガイドライン」に準じた、より分かりやすい資料、すぐ見てすぐ使えるような資料、図解入りの簡潔な資料等を作成すべきである。また、これらについてのQ & Aについても充実を図ることが必要である。

d) アレルギー対策の普及啓発講習会の更なる充実が継続的に必要である。特に、アレルギーに関する緊急時対応については、初任者研修や免許更新講習等において位置付けることを検討すべきである。

e) 研修では一定の質を確保することが求められているため、各研修会の充実に資する教材(DVD等)の作成が必要である。またその際には、保護者対応にも活用できるように工夫すること。

f) 「ガイドライン」に基づいた効果的な給食管理の在り方や、調理場の整備(施設整備や人員等)、栄養教諭の配置拡大や都道府県による配置差の解消の方策等について早期に検討すべきである。

g) 事故や事故未遂(ヒヤリハット)の情報収集・分析・共有が継続的に実施できる仕組みについて、文部科学省として検討すべきである。

h) 都道府県・市区町村教育委員会や学校に対して、本報告の内容を踏まえた具体的な対応を示すとともに、今回指摘された課題等が今後どのように取り組まれていくのかについて、継続的なフォローアップが必要である。

#### ■教育委員会等(自治体)

「報告書」では、教育委員会等での現状と課題として、設置者としての基本的な指針が示されていないことや、施設設備、調理員などの体制整備の課題、医療関係者や消防機関等関係機関との連携体制の課題などが示された上で、取り組むべきことを以下のように示しています。しかし、アレルギーを持つ子どもの保護者への情報提供や設置者としての対応、保護者と学校・学校給食関係者とのコミュニケーションの問題、個人情報と危機管理のための情報共有など、アレルギー対応の基本的な面についての指摘や取り組み提言はなく、積み残された部分です。ただし、学童保育等の教育委員会や学校の管理下

ない場所での対応について取り組むべきことに含めていることは大きな一歩になると思われます。

〔報告書〕より都道府県・市区町村教育委員会等において今後取り組むべきこと

a) 「ガイドライン」や学校生活管理指導表の活用促進とともに、管内の学校の調理場等の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー対応について、医療関係者との連携のもと、一定の方針を示し、学校を支援することが必要である。

b) 「ガイドライン」に基づいた効果的な給食管理の在り方や、調理場の整備(施設整備や人員等)、栄養教諭の配置拡大の方策等について早期に検討すべきである。

c) 医療関係者、消防機関等の関係者との連携の主体となり、

- ・定期的に協議の場を設けること
- ・必要に応じて、アレルギーのある児童生徒の情報について、関係者間で共有すること
- ・学校等で行う各研修会への講師依頼の窓口機能を担うこと

などの取組を行い、学校におけるアレルギー対応を支援することが必要である。

d) アレルギー対策の研修会等の更なる充実が継続的に必要である。管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全教職員が各自に応じたアレルギー対応について学ぶ機会を提供することが必要である。また、継続的な取組とするために管理職研修や危機管理研修に幅広く位置付けたり、一定の質を確保した研修になるように工夫したりすることが求められる。また、学校単位での全教職員を対象にした校内研修の実施を進めることについて、教育委員会から受講の機会や時間の確保について働きかけることが必要である。

なお、教育委員会や学校の管理下にはない場所(児童保育等)においても、食物アレルギー対応が必要なことがある。これらの関係者に対しても、必要に応じて関係機関と協議し、研修会への参加や児童生徒に関する情報の共有など、適宜対応することが望まれる。

## ■学校、調理場

ここではじめて保護者との関係が示されます。「保護者

の理解と共有」が課題としておかれ、「学校や調理場の現状を保護者に理解してもらおう」とありますが、そのための情報提供、意見交換といったリスクコミュニケーションの視点の整理は足りないと思われます。

一方、課題のところ、「食育等の観点から、給食時間における指導等食物アレルギーに関して、児童生徒に教えていくことも重要」との指摘をされており、この点はとても重要です。教育を目的とした学校給食としてのアレルギー対応として、学校給食法の目標にもある学校生活の充実(いじめの回避や、アレルギー対応でのクラスの協力体制)まで踏み込んだ視点があつていいように思います。

このほか、「取り組むべきこと」の中で、「症状の重い児童生徒への支援の重点化」が上げられているところは重要な指摘です。

文部科学省のところでも指摘しましたが、持参弁当や代替食の持ち込み、校外での食材を扱う授業や活動など、学校給食とは直接関わらなくても、関連することについての指摘は必要だと思います。

以下、「報告書」の現状と課題、取り組むべきことを転載します。

〔報告書〕より 学校及び調理場における食物アレルギー対応)

### 1) 現状と課題

① 「ガイドライン」について

A) 平成25年の「調査結果」によると、

- ・学校生活管理指導表等の医師の診断書の提出割合が非常に低い。
- ・ほとんどの管理職が「ガイドライン」に基づいた対応をしていると回答しているものの、食物アレルギー対応委員会等の設置率が約4割、個人対応プランの作成が約5割と半分以下である。
- ・食物アレルギー対応の困難な理由として、曖昧な対応方針18.3%、曖昧な責任の所在18.1%があげられた。

など、「ガイドライン」の主旨が徹底されていないことや、学校内の方針が定まっていない様子が伺えた。学校のアレルギー対応は、文部科学省や都道府県・市区町村教育委員会が示す方針に基づき、管理職の十分な理解と指揮のもと、学校医を活用しつつ、担任や栄養教諭、養護教諭がそれぞれの立場で、チームとして対応するこ

とが必要である。

B) 保護者に対して、学校生活管理指導表を依頼しても提出がない場合や、家庭以上の対応を学校給食に求める場合がある。保護者の理解と協力を確実に求めることは大きな課題である。

C) アレルギーの有無に関わらず、食育等の観点から、給食時間における指導等食物アレルギーに関して、児童生徒に教えていくことも重要である。

## ② 給食提供について

D) 献立作り、調理、配送、配膳など、各プロセスの単純化が重要であり、個々のプロセスにおける留意事項を具体的に明示することが必要である。

例えば、一つのアレルゲンに対して複数の除去パターンを用意するなど（卵の場合、卵全部除去、卵黄のみ除去、ゆで卵以外を除去など）、複雑な対応をしている学校も多い。現場の対応能力も含めて、安全に給食を提供するという観点から考えると、現在の対応で事故防止の徹底が図られるのか、疑問のある対応も多いことが現状である。

E) 「調査結果」では、誤配防止の工夫として、個別の容器に入れる、食札を使用、食器やトレイの色を変えるなどが報告された。また、献立の工夫として、アレルゲン食材を目に見える形で提供する、アレルゲン物質を含まない同じ給食を食べる機会を増やすことなどが示された。事故防止の観点から、給食の各段階で工夫をしている学校もある。

F) 「調査結果」では、給食対応を行っている学校において、毎月の給食の使用食材や調理方法に関する面談を定期的実施している学校は13.3%、食物アレルギー対応の献立作成委員会等の設置は37.8%にとどまった。

給食対応の在り方について、幅広い情報共有やチェック機能について課題がある。

## ③ 緊急時対応について

G) 「調査結果」によると、緊急時対応に関する課題としては、校内周知やマニュアル作成、「エピペン」の運用などがあげられた。また、緊急時対応をスムーズに行うためには、関係機関との事前の連携が必要であるが、例えば食物アレルギーに関する消防機関との連携については、

小学校26.2%、中学校19.9%とかなり低い状況である。

H) 「調査結果」によると、平成20年から平成25年の期間において、学校における「エピペン」の使用は408件あり、使用したのは、本人122件、学校職員106件、保護者114件、救急救命士66件と、既に多くのケースにおいて、学校で「エピペン」が使用されている。また別の報告によると、調布市の事故以来、「エピペン」の処方量は急激に増えている。このことから、アナフィラキシー発症の際に、全教職員が適切なタイミングで「エピペン」を使用することなどを含めた緊急時の対応ができるようになることが目標である。

## 2) 学校及び調理場において今後取り組むべきこと

a) 学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては、「ガイドライン」に基づき、医師の適切な診断による学校生活管理指導表の提出を必須にするとともに、実際の対応についても、学校生活管理指導表に基づくことを徹底すること。そのためには、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めることや、特定の職員に任せずに校内委員会を設けて組織的に対応することなどが必要である。また、特に入学前においては、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、保護者からの十分な情報提供を求めることが必要である。

b) 食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、アレルギー対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。

c) 児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関して、指導することが望まれる。

d) 食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫や食材の原材料表示、誰が見ても分かりやすい献立表の作成などの配慮が必要である。

e) 調理場では安全性を最優先に考えた給食提供が行わなければならないため、アレルギー対応食の提供に際し、献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化が必要である。

f) 学校生活管理指導表に基づいた面談を実施した上で個別対応プランを作成することや、症状の重い児童生徒

に対する支援の重点化を図ることが必要である。

g) 緊急時の体制については、学校ごとの状況を踏まえた上で、食物アレルギー対応の要素を組み入れて危機管理マニュアル等を見直し、特定の教職員に任せることなく、各自の役割分担等を明確にするなど、実践可能なマニュアル等の整備が必要である。また緊急時を想定し、定期的な訓練を行う必要がある。

h) 「エピペン」の法的解釈や取扱いについて校内でも周知を図るとともに、教職員誰もが「エピペン」を扱えるようになることを目指し、そのための実践的な研修の実施が必要である。

### ■関係機関

ここでいう関係機関は、医療関係者、消防機関で、文部科学省に対して関係構築や協力体制の働きかけを求めています。

文部科学省 今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1345963.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1345963.htm)  
(この別添1が報告書)

### 【千葉県教育委員会の手引きを読む】

「報告書」で指摘があるように、「ガイドライン」だけでは難しいといった指摘に対し、様々な自治体が独自のマニュアルや手引きなどを作成しています。千葉県教育委員会は、2013年(平成25年)11月に、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を、「ガイドラインのダイジェスト版」として作成し、公表しています。

全体で20ページですが、ガイドラインの内容に沿いつつも、学校給食に関わる部分を、シンプルにかつ、使う教職員の視点に立って整理されており、ひとつの参考モデルになるかもしれません。

### ■目次と構成

- I 学校での食物アレルギー対応の流れ
  - 1 実態把握及び取組プランの作成
  - 2 食物アレルギーに関する調査表の記入について
  - 3 学校生活管理指導表の記入について
- II 食物アレルギーについての理解(職員研修)
- III 保護者との面談について

IV 食物アレルギーの児童生徒への学校給食の提供について

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応
- レベル3 除去食対応
- レベル4 代替食対応

V 学校給食以外での留意点

VI 緊急時の対応

- 1 緊急時の対応モデル
- 2 食物アレルギー症状チェックシート
- 3 エピペンの使い方

資料編

- 様式1 食物アレルギーに関する調査表
- 様式2 学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)
- 様式3 食物アレルギー個別取組プラン
- 例 食物アレルギー対応献立表

### ■保護者との面談について

学校、学校給食における対応において、保護者(家庭)と、学校の関係者との信頼関係と情報の共有がなによりも大切です。この手引きでは、1枚で面談の目的やポイントを整理し、情報を聞き取るだけでなく、情報提供についてもまとめています。

以下、転載です。

#### (III 保護者との面談について)

保護者との面談のねらいは、対象の児童生徒の情報を詳細に得ること、そして、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び調理場の現状を理解してもらうことです。

そこで、保護者との面談のポイントとして、次のような事柄が考えられます。

保護者との面談のポイント

1 食物アレルギーに関する調査表及び学校生活管理指導表に基づく確認をする。

○食物アレルギーの病型、アナフィラキシー病型、原因食物、過去に経験した具体的な食物アレルギー症状、家庭での様子、搬送医療機関、主治医名、エピペン所持の有無、緊急時対応、緊急連絡先、地元消防署との



東京都福祉保健局健康安全研究センターは、2013年7月に、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、報道発表によると、“これまで都では「食物アレルギー対応ガイドブック」を発行するなどアレルギー対策を進めてきましたが、昨今、アレルギー症状を起こし緊急に対応した報告が相次いでいます。”として、対応マニュアルを作成しており、ポイントとして、

- 1 食物アレルギー症状の緊急性の見分け方と対応手順を分かりやすく解説
- 2 症状を観察する際のポイントをチェックシートとして新たに作成
- 3 エピペンの使用方法と小児の心肺蘇生を図示
- 4 施設内での役割分担を示しています。

構成は8ページで、

対応フローチャート

事前の役割分担チェックリスト

緊急時対応のチェックリストと対応策

エピペンの使用方法

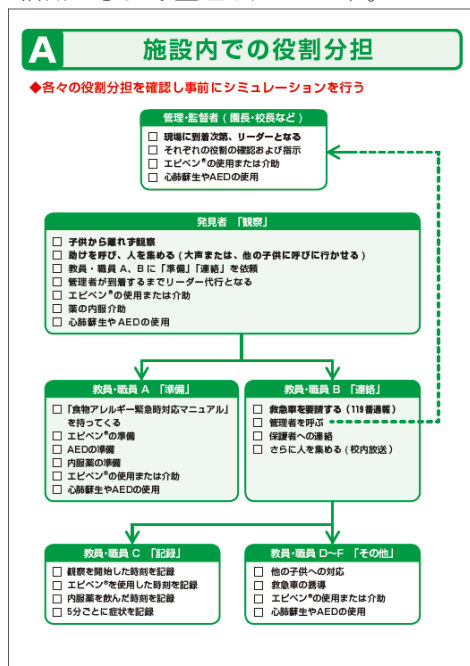
救急要請(119番通報)のポイント

心肺蘇生とAED手順

症状のチェックシート

関連する注意事項等

となっており、事前の準備、知識、緊急時の手元マニュアルとして活用できるよう整理されています。エピペンの使



い方についても、他のマニュアルで見られる立位姿勢ではなく、座位、仰向けを写真としており、実用性が高いものとなっています。

### B 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！  
◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状		
<b>【全身の症状】</b>	<b>【呼吸器の症状】</b>	<b>【消化器の症状】</b>
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 顔が腫れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> のどや喉が腫れ付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> せーせーする呼吸 <small>(本人、職員と区別できない場合を含む)</small>	<input type="checkbox"/> 持続する強い(おぼんできい) <input type="checkbox"/> 吐瀉の痛み <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける

1つでもあてはまる場合 → B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！ → C エピペンの使い方

② 救急車を要請する (119番通報) → D 救急車のポイント

③ その場で安静にする (下記の体位を参照) 立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能な限り内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する (2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

**安静を保つ体位**

- ぐったり、意識もうろうの場合
- 吐き気、おう吐がある場合
- 呼吸が弱く仰向けにれない場合

当症状が低下している可能性があるため、頻りに観察し続ける

おう吐による窒息を防ぐため、顔と胸骨に手をかける

呼吸を弱くするのを防ぐため、上半身を底し後ろへ移動させる

### F 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する  
◆□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する (内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 ( 時 分 ) 内服した時刻 ( 時 分 ) エピペン®を使用した時刻 ( 時 分 )

<b>全身の症状</b>	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 顔が腫れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> 数回の嘔吐
<b>呼吸器の症状</b>	<input type="checkbox"/> のどや喉が腫れ付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> せーせーする呼吸	<input type="checkbox"/> 中程度の吐瀉の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢
<b>消化器の症状</b>	<input type="checkbox"/> 持続する強い(おぼんできい)吐瀉の痛み <input type="checkbox"/> 吐瀉 <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける	<input type="checkbox"/> 強い吐瀉の痛み(おぼんできい) <input type="checkbox"/> 吐き気
<b>目・口・鼻・顔面の症状</b>	<input type="checkbox"/> 全身性の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中央の腫れ、唇の腫れ <input type="checkbox"/> しんじり、熱気、鼻づまり
<b>皮膚の症状</b>	<input type="checkbox"/> 強いのかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 腫れのかゆみ <input type="checkbox"/> 腫れの人さし <input type="checkbox"/> 部分の発疹のみ

上記の症状が1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

① ただちにエピペン®を使用する  
② 救急車を要請する (119番通報)  
③ その場で安静を保つ (立たせたり、歩かせたりしない)  
④ その場で救急隊を待つ  
⑤ 可能な限り内服薬を飲ませる

**B 緊急性の判断と対応 B-2参照**

ただちに救急車で医療機関へ搬送

速やかに医療機関を受診

安静にし、注意深く経過観察

東京都健康安全研究センター アレルギー関連の出版物 (マニュアル、ガイドブック、リーフレット等)

[http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj\\_kankyo/allergy/to\\_public/](http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/)

## 【資料】アレルギーについてのオススメ最新の本

### 「学校給食アレルギー事故防止マニュアル 先生・親・子どもとはじめる危機管理」

赤城智美(合同出版 2014年4月)

NPO法人アトピッチ・地球の子ネットワーク事務局長の赤城氏が、調布の事故を踏まえて、リスクコミュニケーションの視点からの整理、教育としての学校給食の視点からのアレルギーを考えています。学校給食だけではなく、学校におけるアレルギー対応や事故等の危機管理について、学校給食関係者、教職員、保護者ともに押えておきたいポイントや具体的な研修、対策例が整理されており、読みながらチェックリストとしても使えます。



### 「ちいさい・おおきい・よわい・つよい99号

### 園で、学校で、給食で…食物アレルギーからいのちだけは守る」(ジャパニマシニスト社 2014年4月)

幼児期から学齢期までの成長ステージに応じて、保護者の心配事や不安を具体的に上げながら、食物アレルギーとつきあいつつ子育てをするための考え方、事例、事故を防ぐためのコミュニケーション方法などが紹介され

ています。主に保護者向けですが、教育関係者、学校給食関係者も、アレルギーに対する自分の「常識」が間違っていないかどうかを確認する上でも読んでおいて損はありません。



## 【資料】文部科学省

### 今後の学校給食における食物アレルギー対応について (通知)

25文科ス第713号 平成26年3月26日

文部科学省スポーツ・青少年局長

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、文部科学省監修の下、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく対応をお願いしているところです。

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生を受けて、文部科学省では、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校給食における食物アレルギー対応の充実方策について、総合的・専門的な観点から検討を依頼し、本年3月、別添1のとおり、報告書を取りまとめていただきました。



本報告書では、学校給食における食物アレルギー対応に関して、「ガイドライン」に基づく対応の徹底が必要不可欠であると、改めて確認されるとともに、今後の改善・充実方策等について具体的に提案されました。

文部科学省としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別添1、2を参考にしながら、下記について、御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県知事においては、所管の学校法人等に対し、この趣旨について、周知を図っていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、文部科学省では、各自治体等における取組状況について、今後、継続的な把握に努めることとしておりますので御協力をお願いいたします。

記

## 1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 学校給食における食物アレルギー対応においては、「ガイドライン」や学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(以下「管理指導表」という。)に基づく対応が重要であること。このため、「ガイドライン」の周知を図るとともに、その徹底のための措置を講じる必要があること。

(2) 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要があり、役割に応じた研修会の実施や研修時間の確保が重要であること。

(3) 給食提供における事故防止の徹底のため、アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組が必要であること。

(4) 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬(「エピペン(登録商標) 」)の使用を促すた

めの措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠であること。

(5) 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持って食物アレルギー対応に当たることが重要であり、関係者間、関係機関間の連携体制の構築等に努めるべきこと。特に、小規模の市町村や学校等において、地域の医療機関等との連携が困難な地域に対しては、各都道府県教育委員会において、広域的な連携体制の構築を進めるなど、必要な支援を行うべきこと。

## 2 都道府県・市区町村教育委員会における対応

(1) 学校におけるアレルギー対応についての方向性の明示

1) 学校における食物アレルギー対応については、「ガイドライン」や「管理指導表」を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、教育委員会内の共通理解のもとに、その推進を図ること。

2) 学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と定期的に協議の場を設け、管内の学校の調理場等の施設整備や人員配置、また、アレルギーのある児童生徒の情報について、関係者間で共有しながら、具体的なアレルギー対応について、一定の指針を示すこと。

(2) アレルギー対策の研修会の充実

1) アレルギー対策の研修会等について、一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会を提供すること。また、これらの取組に継続性を持たせるため、管理職研修や危機管理研修に位置付けるなどの工夫をすること。

2) 学校単位での校内研修の実施を進めるとともに、それら研修会への講師派遣等について協力すること。

(3) その他

1) アレルギー対応の充実のために、効果的な給食管理の在り方や、調理場の整備(施設整備や人員等)、栄養教諭の配置拡大の方策等について検討すること。

※国立学校、私立学校においては、各設置者の判断により、必要に応じて、上に掲げる公立学校における対応内容に準じて取り扱うものとする。

### 3 学校における対応

(1) 学校におけるアレルギー対応の体制整備について

1) 学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては、「ガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表の提出を必須にするという前提のもと、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めること。

2) 校内のアレルギー対応に当たっては、特定の職員に任せずに、校内委員会を設けて組織的に対応すること。具体的には、

- ・児童生徒ごとの個別対応プランの作成
- ・症状の重い児童生徒に対する支援の重点化などの取組を図ること。

3) 給食提供においては、安全性を最優先とする考え方のもと、

- ・献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化
- ・食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫
- ・食材の原材料表示
- ・誰が見ても分かりやすい献立表の作成

などの実施に努めること。

(2) 緊急時の体制整備について

1) 学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備する。その際には、例えば、既存の危機管理マニュアル等について、アレルギー対応の観点から見直すなどの取組も考えられる。

2) 緊急時対応に備えた校内研修の充実が必要であり、

- ・「エピペン(登録商標)」の法的解釈や取扱いについて

の研修

- ・教職員誰もが「エピペン(登録商標)」使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと。

(3) 保護者との連携について

1) 特に入学前においては、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、保護者からの十分な情報提供を求めること。

2) 食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、アレルギー対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。

(4) その他

1) 児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関する指導に取り組むこと。

(別添1)「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」

報告書「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」

#### (別添2) 医師法第17条の解釈について

「学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬(「エピペン(登録商標)」)を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月31日)において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならない」(厚生労働省医政局医事課長平成25年11月27日)

## 時事情報(牛乳関係)

# 牛乳をめぐるふたつの動きについて

学校給食用牛乳については、前号の学校給食ニュースにて毎食付くようになった社会的な背景などについて整理しましたが、このところ、学校給食牛乳についてのトピックスがあります。それらを紹介しながら、引き続き学校給食用牛乳について考えてみます。

### ■鳥取県が地場産消費の観点から酪農振興法への異議

鳥取県は、2015年度の学校給食用牛乳から選定にあたって地産地消の面から酪農振興法に定められた学校給食用牛乳の制度に従わない方針を示しました。

これは、2014年度の学校給食用牛乳について、西部地域の6市町の分が県外産の牛乳になったことを受けてのことです。

学校給食用の牛乳は酪農振興法によって県が入札して牛乳供給する事業者を選定し、必要な補助を行うことになっています。鳥取県では、現在、大山乳業協同組合(琴浦町、白バラ牛乳)のみが県内事業者となっており、競争原理を求められていることから県外事業者にも入札を呼びかけており、その結果、東部、中部地区は大山乳業、西部地区は岡山県の明治乳業が落札しました。

その一方で、2011年から、国の制度で、低温殺菌牛乳など特徴のある地場産の牛乳を学校給食に使用する場、入札によらず契約することができ、補助も受けられるしくみもあり、鳥取県西部の3町村は、大山乳業の低温殺菌牛乳を学校給食牛乳として使用しています。大山乳業では学校給食用低温殺菌牛乳ラインが今年1月にできたため、随意契約のための交渉が遅れていたという背景もあります。

鳥取県では、県産食材の学校給食利用促進を条例の中でもうたっているだけに、県産牛乳を使いたいところで

すが、その一方で、入札を行わなければ補助が得られないことや、低温殺菌牛乳のみになると、価格が上昇するのではないかなどの懸念を持っており、市町村を含めて今後の対応が注目されます。その中で、鳥取県の知事は、農林水産省に制度の見直しを求めるとともに、制度が変わらない場合、入札を行わないことも考える方針を示しています。

参考: 日本海新聞2014年4月25日付け、5月14日付け、毎日新聞5月10日付け

### ■新潟県三条市の冬期牛乳休止方針をめぐる

先月号で情報をまとめた新潟県三条市の学校給食で冬期間牛乳提供を休止する動きについては、日本農業新聞などが酪農振興の視点から批判的な記事を掲載するなどの動きが出ています。一方、公益社団法人日本栄養士会も、2014年4月24日に「所見」を公表し、三条市の動きに対して批判的です。日本栄養士会は、牛乳が、成長期に必要なカルシウムを提供しており、その不足を招く恐れがある、骨粗鬆症の予防のために牛乳があると、栄養面からの牛乳必要論を示しています。次に日本食の特性として牛乳は和食と相容れないものではなく、牛乳は身近で有効な教材であり、残食率が低い食材であるとしています。

「所見」は、「実り豊かな検討が行われるための素材を提供する見地」から公表したとしていますが、明らかに、三条市の動きを批判するものです。

皆様は、この三条市の動きと、それに対する酪農業界および日本栄養士会等の批判についてどのようにお考えでしょうか？

## 時事情報(インターネットから)

### 施設設備、そのほか

#### ■鶴岡市、山形県産水産物利用促進へ

鶴岡市 <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

#### ■川崎市、中学校給食導入を2016年度実施へ

川崎市は、中学校給食導入に向けて検討を進めているが、検討資料として2014年5月19日の「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)中間とりまとめ」によると、

- ・中学校食数は約3万食、全員喫食を原則
- ・自校、親子方式は整備敷地等の面で困難
- ・センター方式、デリバリー(食缶)または(弁当箱)方式を検討
- ・公設民営、民間デリバリー、PFIを検討
- ・食材は、(公財)川崎市学校給食会の活用を基本
- ・食器はセパレート型を原則
- ・2014年11月には実施方針を決定  
とのことである。

現段階では、自校、親子方式を困難として、センター、デリバリー方式を打ち出しているが、2016年度(平成28年度)からの学校給食実施というスケジュールから考えれば、公設民営、PFIのいずれにせよ、短期間で用地取

得、設計、建設を行うことは非常に困難であり、民設民営すなわち「デリバリー方式」が結論になる可能性が高いのではないだろうか?

川崎市教育委員会 中学校給食実施に向けた取組について  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000053750.html>

#### ■スーパー食育スクールが動き出しました

文部科学省は、2014年度からはじめたスーパー食育スクールについて、全国33事業(42校)を対象校として指定しました。申請51事業(65校)からの選定です。この事業は「大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行う」ものです。

採択されたテーマの詳細は不明ですが、テーマ例に沿ったものでは、体力、健康に沿ったものが多く、学力に沿ったものは若干でした。具体的な計画をみなければ分かりませんが、テーマ名では食育や食指導といった複合的なテーマとなっています。

#### 学校給食ニュース 163号

発行:学校給食ニュース

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み年10回)

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15

第2五月ビル2階 大地を守る会気付

全国学校給食を考える会

お問い合わせは…全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

E-mail [kyushoku@member.daichi.or.jp](mailto:kyushoku@member.daichi.or.jp) (購読・会費等)

E-mail [desk@gakkyu-news.net](mailto:desk@gakkyu-news.net) (内容・投稿等)

#### 学校給食ニュース発行団体

●全日本自治団体労働組合・現業局

千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

●日本教職員組合・生活局

千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

●日本消費者連盟

新宿区西早稲田1-9-19-207(電話03-5155-4765)

●全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号